

# 町税の悪質な滞納者に行政サービスを制限します

## 制限条例と滞納処分

上ノ国町町税の滞納に対する制限措置に関する条例が運用されています。

この条例により滞納している方は、表3に掲げた行政サービスが制限されます。

9月末現在、この制限対象となったのは法人も含めて18件で、そのうち8件は、納税誓約書を町長に提出し、サービスの提供を受けましたが、10件はサービスの制限を受けております。

また、誠実性を欠く悪質な町税滞納者については、滞納処分を実施しています。

平成21年度は、国税還付金差押え12件となっております。

本年度も現在、差押えの準備を進めており、関係機関に照会しているところです。



表3

行政サービスなどが制限される項目	
1	町有財産の貸し付けに関する事
2	公営住宅の入居に関する事
3	物品の購入に関する事
4	工事の請負に関する事
5	業務の委託に関する事
6	家畜飼育センターの使用に関する事
7	町営牧場の使用に関する事
8	手づくり水産加工センターの使用に関する事
9	農漁業など各種利子補給金事業に関する事
10	農漁業など各種貸付金事業に関する事
11	農林漁業など各種補助金事業に関する事
12	指定給水装置工事事業者の指定に関する事
13	排水設備指定工事店の指定に関する事
14	水洗便所など改造資金の融資あっせんに関する事
15	高齢者・障害者入浴券交付事業に関する事
16	外出支援サービス事業に関する事
17	生きがいデイサービス事業に関する事
18	障害者タクシー助成金給付事業に関する事
19	留守家庭児童育成事業による児童の受け入れに関する事
20	精神障害者社会復帰施設など通所交通扶助費に関する事
21	道路における許可を要する行為に関する事
22	普通河川および準用河川における許可を要する行為に関する事
23	奨学資金の貸し付けに関する事
24	上ノ国高等学校生徒通学費助成に関する事
25	各種委員への委嘱に関する事

●対象となる税目  
個人町民税  
法人町民税  
固定資産税  
軽自動車税

●実施時期  
平成19年4月から実施  
平成19年度課税分以後の滞納者が対象(3月31日時点)  
制限を受ける対象者  
納付能力がありながら、再三

●納税確認の範囲  
①法人の場合  
法人の代表者及び役員  
全構成員  
②個人の場合  
本人および世帯員

の督促、催促などに納税意思を示さない方、納税誓約を守らない方など、納付について著しく誠実性を欠き町税を滞納している方

### 12月は、徴収強化月間

徴収強化月間を12月と定め、本年度も徴収対策推進本部を立ち上げ訪問徴収を実施します。徴収対策推進本部は課長や主幹などで構成され、訪問徴収は、納期内に税金を納付していない方です。

納付や相談もなく、訪問徴収にも応じない場合は、誠実性を欠く悪質な滞納者と判断され、強制徴収の手続きが進められます。税金を納めることのできない特殊な事情がある方は財政課税務グループまでご相談ください。

12月は全道の支庁・道税事務所  
自動車・給与・預貯金などの  
差押えを行います。

「使用しない自動車は課税登録を！」

# 税金は、納期限内に納めましょう!

